事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



NO! カスハラ

2026年10月1日から カスハラ防止措置が 事業主の義務となります。

詳しくはコチラ

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。

NO ハラスメント

ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/ NOハラスメント

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ／ 警察庁 National Police Agency ／ 金融庁 Financial Services Agency ／ 消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan ／ こども家庭庁 ／ 総務省 ／ 法務省 MINISTRY OF JUSTICE ／ 文部科学省 ／ 農林水産省 ／ 経済産業省 ／ 中小企業庁 ／ 国土交通省